

### 年度末手続き上の20のポイント

多くの組合では3月に決算期を迎えますので、年度末の事務手続きについて掲載します。(決算日を3月31日、理事会を5月16日、通常総会を5月30日と想定した場合)

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

No.	想定日	手続き項目	主なポイント
1	3/31	<b>年度末締切</b> (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続き等を行う。
2	4/1	<b>組合員名簿の作成</b>	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	4/1	<b>事業報告書及び決算関係書類の作成</b> (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体的見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
4	4/10	<b>理事から監事へ決算関係書類等を提出</b>	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
5	4/28	<b>出資総口数及び払込済出資総額変更登記</b>	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4月28日まで)に行う。(原則は変更があった都度2週間以内に登記。)[中協法 第85条①②]
6	5/8	<b>監事から理事へ監査報告書を提出</b>	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	5/8	<b>理事会招集通知の発送</b>	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	5/16	<b>理事会開催</b>	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	5/16	<b>決算関係書類等を事務所に備付閲覧</b>	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え置く。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪]
10	5/19	<b>通常総会招集通知の発送</b>	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	5/30	<b>通常総会開催</b> (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2か月以内(定款で3か月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	5/31~	<b>総会終了後の事務処理</b> (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13		<b>理事会開催</b>	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選定する。[中協法 第36条の8]
14		<b>代表理事変更登記</b>	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15		<b>行政庁への決算関係書類提出</b>	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16		<b>行政庁への役員変更届提出</b>	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17		<b>法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税</b>	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18		<b>定款変更認可申請</b>	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。(事前に本会担当者にご相談ください。)[中協法 第51条②]
19		<b>行政庁より定款変更認可書到達</b>	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20		<b>変更登記</b>	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85条①②]